

「不登校」の未然防止と初期対応の手引き

～全ての子供たちが安心して過ごせる学校を目指して～



2023年3月

愛媛県教育委員会

目 次

1	不登校についての適切な理解のために	… 1
(1)	基本的な考え方	… 1
	○不登校の定義 ○「不登校＝問題行動」ではない ○社会的自立を目指す ○孤立させない	
(2)	不登校の一般的な経過	… 2
	○初期→中期→後期→終期 ○中期や終期が長引いた場合	
2	未然防止「不登校が生じない魅力ある学校づくり」	… 4
(1)	基本的な考え方	… 4
	○魅力あるよりよい学校づくり ○いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり ○児童生徒の学習状況等に応じた指導と配慮	
(2)	一人一人を大切にした支援	… 5
	○児童生徒はかけがえのない存在 ○児童生徒と向き合う際に ○生徒指導の4つの視点「自己存在感」「共感的人間関係」 「自己決定」「安全・安心な風土の醸成」 ○居場所づくりと絆づくり ○ICTを活用した支援	
(3)	引継ぎの重要性	… 8
	○校種を超えた移行期における支援の大切さ ○不登校相当、準不登校	
3	初期対応「組織的な早期発見・早期対応」	… 9
(1)	基本的な考え方	… 9
	○悩みを傾聴する、保護者を支える ○登校行動の4条件と心のエネルギー ○登校刺激を行うケース、控えるケース	
(2)	初期対応の流れ	… 10
	○不登校の予兆を捉える～初期対応の流れ ○スクリーニング ○電話連絡のポイント ○家庭訪問のポイント	
(3)	組織的な支援	… 14
	○学校での体制づくり ○ケース会議の進め方	



○ 連携先	… 17
○ 様式例	… 19

1 不登校についての適切な理解のために

(1) 基本的な考え方

ア 不登校の定義

文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、当該年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」の五つに分け、「理由別長期欠席者数（不登校等）」として公表しています。

このうち、「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）」としています。

イ 「不登校＝問題行動」ではない

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「教育の機会の確保等に関する基本指針」という）では、不登校は、その要因・背景が多様であり、学校のみで支援に取り組むことが困難な場合が多く、結果として不登校になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならないという点が前面に出されています。

ウ 登校させることのみを目標とするのではなく、社会的に自立することを目指す

不登校児童生徒への支援の目標は、将来、当該児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことです。そのため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められます。ここで言う社会的自立は、依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味です。したがって、不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた自己肯定感を回復する」「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」「人に上手にSOSを出せる」ようになることを身近で支えるということにほかなりません。

エ 不登校児童生徒及びその家庭を孤立させない

児童生徒によっては、不登校にある期間が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。そのため、不登校児童生徒やその家庭を孤立させないことが重要です。

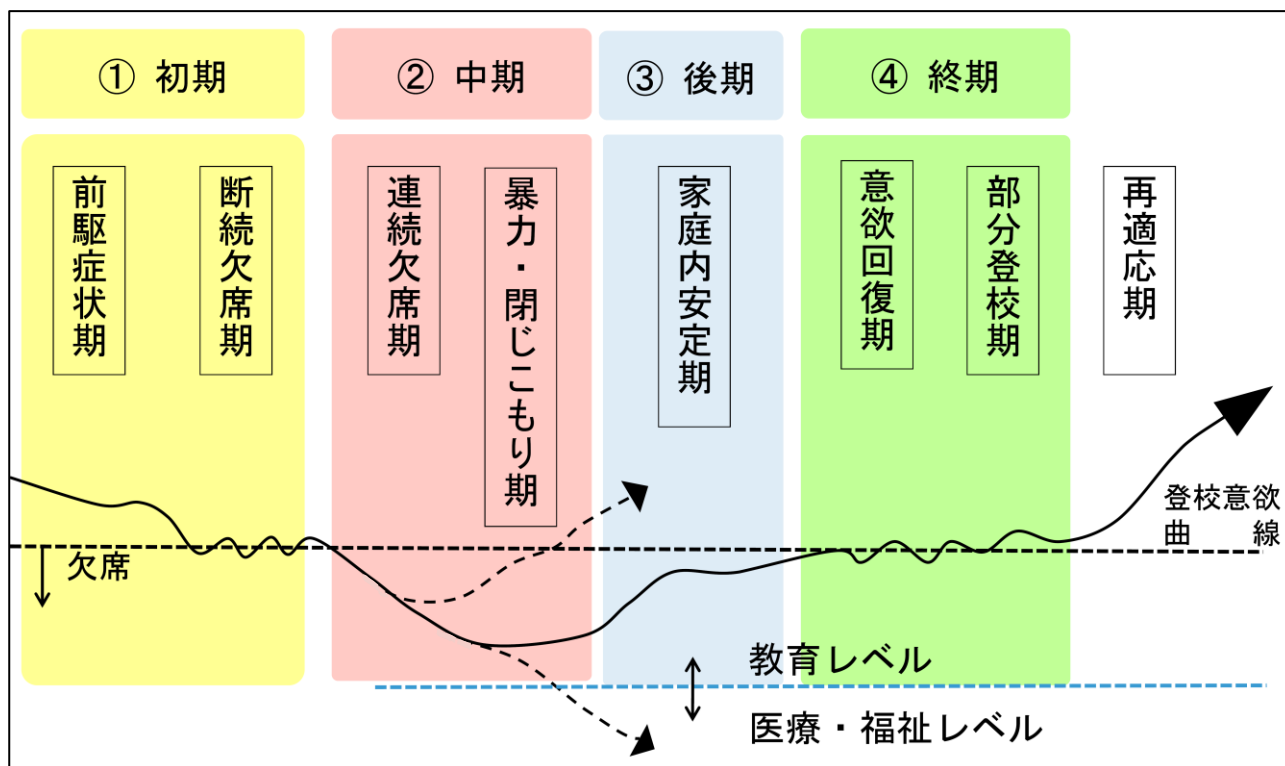
教師からの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければなりません。現状に苦しむ児童生徒とその保護者に対して、原因や支援策を論ずるだけではなく、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、教師や学校と当該児童生徒及びその家庭とのつながりを継続させ、児童生徒の自己肯定感を高めることにもなります。

また、その支援は、学校のみで取り組むことが困難な場合もあります。必要に応じて、関係機関等と連携しつつ、「誰かが、いずれかの機関が関わっている状態」を

維持することを目指すことが大切です（P 17、18の「連携先」参照）。

(2) 不登校の一般的な経過

不登校の主な要因が心理的要因にある児童生徒は、一般的に下図のような経過をたどります。ここでは、一般的な経過を大きく四つに分け、それぞれの段階の特徴や支援について述べます。



不登校の一般的経過図（紅谷）

ア 初期段階（前駆症状期、断続欠席期）

何らかの理由で登校が重荷になり、「元気がない」「食欲がない」「部活動を辞める」等の活力の低下が見られたり、不安から疲労や不眠を訴え、保健室への出入りが多くなったりする状態です。ただ、本人、保護者や教師が心の異変をはっきりと意識できない状態でもあります。その後、休み明けや特定の教科があるときなどに遅刻や欠席が目立つようになったり、頭痛や腹痛、発熱等を訴えて、欠席が2、3日続いたりします。

この段階の支援では、本人が抱えているストレスの軽減を図り、症状の重度化を防ぐことを目標とします。そのためには、本人の意思（学校を休む、別室で過ごす等）を尊重するとともに、不登校の背景について、本人がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、その都度見極め（アセスメント）を行った上で、適切な働き掛けや関わりを持つことが必要です。欠席の理由（原因）を追求し過ぎず、困難な状況を軽減する支援策を本人と一緒に考えます。また、保護者の悩みを傾聴し、保護者を支えることが、本人の意欲を回復することにつながるので、学校と保護者との協力関係を築くことが必要です。

イ 中期段階（連続欠席期、暴力・閉じこもり期）

心身ともに疲れ果てて、1日も登校できなくなる状態です。学校に行けないことについていろいろと理由を述べますが、因果関係を特定することは困難です。本人

は学習の遅れや将来についての不安感、焦燥感等の苦悩を感じています。しばらくすると、自室に閉じこもったり、昼夜逆転の生活が始まったりすることが多く見られます。また、家庭内暴力が見られる場合もあります。

この段階の支援では、本人の心理的安定を目標にします。また、働き掛けの対象を、本人から保護者に変えていきましょう。本人の生活を見守り、普段どおり本人と接することができるように保護者を支えていきましょう。必要があれば、医療機関を含む専門機関へ相談し、連携をとって対応していきましょう。

ウ 後期段階（家庭内安定期）

趣味やゲーム、動画視聴に没頭したり、マンガ本を読みふけったりするなど、無為、怠惰と思われる毎日が続きます。しかし、登校刺激を与えられないことや登校できなくても家族の大切な一員とされていることで精神的に落ち着いてくると、起床、入浴、食事など、日常生活のリズムが戻ってきます。また、教師や友人の訪問を受け入れられるようになります。

一見、怠惰に見られる本人の行為は、心のエネルギーの充電であり、自分壊し、自分探し、自分づくりの意義深い作業です。生活の全てを本人に任せてみるのもよいかもしれません。外部の人間（教師や友人）との再接触が可能となってくるので、タイミングを計って、本人の怠惰な行為に付き合うことも、プラスに働きます。

エ 終期段階（意欲回復期、部分登校期）

家庭訪問で、ほぼ安定して本人と会えるようになります。保護者からは、「本人が退屈しているように見える」「目標や計画を持って行動し始めた」といった報告がされるようになります。さらに、学校行事や特定教科への出席、保健室登校、別室登校が可能となってきます。

当面は登校にこだわらず、本人が元気に生き生きと生活できるようになることを目指し、小さな行動目標を探して実行できるよう支援をしましょう。最終的な目標は本人の社会的自立のため、本人の意思を尊重しながら支援を進めていきましょう。

オ 中期段階や終期段階が長引いた場合

中期段階や終期段階が長く続くと、回復までに時間がかかる場合があります。中期段階が長く続く場合は、本人や家族が、なかなか現状を受け入れることができず、本人も家族も安定せず、自宅での極端な引きこもりや家庭内暴力などにつながる場合があります。また、終期段階が長くなり、動き出すきっかけがつかめないまま長期間経過すると、心のエネルギーが回復していても、外に出る自信と意欲が徐々になくなりがちです。保護者と連絡を取り合い、本人の様子を把握した上で、状況に応じて適切な働き掛けを行うことが重要です。

2 未然防止「不登校が生じない魅力ある学校づくり」

(1) 基本的な考え方

ア 魅力あるよりよい学校づくり

「不登校」という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないように、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、児童生徒が互いに協力し合いながら活躍できる場面をつくること（絆づくりのため場の場づくり）が鍵となります。魅力あるよりよい学校を目指すことは、全ての児童生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味でも非常に重要です。そのためには、各学校において、「魅力のある学校、学級とはどのようなものか」を職員間で対話するなど、全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。児童生徒が「自分という存在が大切にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」などと実感できる学校づくりを目指すことが大切です。

「不登校を減らすための取組」と言えば、一般的には「前年度の不登校児童生徒を学校に復帰させる取組」を連想しがちです。しかし、不登校状態にある児童生徒を学校復帰させることは容易ではなく、また、学校復帰が好ましい選択肢とはいえない状況の児童生徒もいると思われまます。「不登校を減らす」ためには、新たな不登校を抑制する未然防止の取組が大切であり、全ての児童生徒が学校を魅力ある場所と感じられる取組を行うことで、おのずと新規の不登校数は抑制され、それに伴い全体の不登校児童生徒数も減少するはずです。

イ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感の得られる場所となるよう取組を進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為を許さない毅然とした指導ができるよう、学校全体での組織的な取組が必要です。毅然とした指導とは、学校生活に起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと自覚させ、健全な成長が図られるよう温かく粘り強く対応していくことです。

また、教育の機会の確保等に関する基本指針では、「教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。」とされています。もとより教師は指導に当たり、大声で怒鳴る、感情的な言動で指導する、児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なままで指導するなど、不適切な関わりをすることなく、一人一人をよく理解し、信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。

ウ 児童生徒の学習状況等に応じた指導と配慮

不登校の要因として、学業の不振がその一つとなっている場合があります。授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切です。「どの児童生徒も分かる授業」「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心掛けることで、全ての児童生徒が、学習へ

の意欲を高めたり、学級での自己存在感を感受したりすることが可能になります。そのためには、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導など、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ることが求められます。

(2) 一人一人を大切にした支援

ア 児童生徒はかけがえのない存在

学級の「気になる子」への指導は、教師が困難を感じることもあるかもしれませんが、実際にはその児童生徒自身が一番困っています。本来、学校という学びの場（教室）にいるはずの児童生徒が教室に入れない、入らない、学校に来られない、来ない、そこには何らかの理由があります。様々な要因が複雑に絡み合っているケースも決して少なくありません。私たち教師は、「もしかして、自分の言動や関わり方に課題があるのではないだろうか」と問い直しをしたり、「どうすればその児童生徒が困らなくなるだろうか」「何ができるだろうか」と考え、具体的に行動したりしていくことが大切です。教師の価値観や「枠」の中でその児童生徒を見てしまわず、まずは、目の前にいる児童生徒のありのままを受け止め、認めながら「児童生徒はかけがえのない存在である」ということを再認識することが、一人一人を大切にした支援につながっていきます。

イ 児童生徒と向き合う際に

教師が児童生徒に向き合う際には、児童生徒の個を尊重しつつ、

- ① 児童生徒が自己と他者を区別し、自分が社会の一員であることを認識できるようにすること
- ② 社会には多様な価値観があることを教師自身がしっかりと認識した上で、児童生徒の発達の段階に応じて接すること
- ③ 自己肯定感が人との関わりを通じて形成されることを踏まえ、保護者や教師をはじめとした児童生徒に関わる全ての大人が自身も自己肯定感を持って児童生徒と接すること
- ④ 教師が様々な場面で、児童生徒のよいところを褒めたり認めたりすること
- ⑤ よいところは積極的に褒め、叱るべきところでは叱るなど、教師が愛情を持って積極的に関与し続ける姿勢を示すこと が大切です。

ウ 生徒指導の実践上の四つの視点に留意しながら「全ての児童生徒」に活力を

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。また、個々の児童生徒の自己指導能力（その時、その場でどのような行動が適切であるか自分で考えて、決めて、実行する能力）の育成を目指すものです。児童生徒の自己指導能力の育成を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや、多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。以下に、その際に留意する実践上の四つの視点を示します。

① 自己存在感を実感させることで、学校を安心できる居場所にします。

教育活動は、集団一斉型か小集団型で展開されることが多く見られます。そのため、集団に個が埋没してしまうことがあります。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感などを育むことが非常に大切になります。その経験が繰り返されることで、児童生徒にとって学級や学校が安心して過ごせる居場所になっていきます。

まずは
ここから



- 目を見て名前を呼んだり、話をしたりするなど、児童生徒に存在感を持たせる。
 - どんな発言も受け止めて大切にす。発言しない児童生徒を認める、励ます等の配慮をする。
 - 係活動など活躍の場を与え、プラスの評価をする。
- ※結果だけを認めるのではなく、「プロセス」を認めます。

② 共感的な人間関係を育てることで、支持的風土を醸成します。

学級経営の焦点は、教師と児童生徒、児童生徒同士の選択できない偶然の出会いから始まる集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える集団へと変えていくのかということに置かれます。失敗を恐れぬ、間違いやできないことを笑わない、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な言動の繰り返しが、安心して自分の思いや考えを出せる居場所の構築に、ひいては、支持的風土を持つ学級づくりへとつながっていきます。自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる、相互扶助的で共感的な人間関係をいかに育てていくかが重要となります。

まずは
ここから



- 児童生徒一人一人のありのままの姿を受け止める。人間性を否定しない。
 - たどたどしくても言い終わるまで待ったり、的外れな考えや意見でも丁寧に聴いたりする。
 - 互いのよさを認め合う場面を設定する。
 - 集団での学び合いとなるように、児童生徒の発言をつなげる。
- ※「指導する教師と指導される児童生徒」という関係ではなく、「人と人」という関係をつくり出すことが大切です。そのためには、教師自身が自己開示の姿勢を示し、自分を語ることでできる雰囲気をつくっていくことが望まれます。

③ 自己決定の場を与えることで、児童生徒の主体性が育まれます。

友達や学級との関わりの中で自己決定（自分で考え、判断して、決める）をしていくことにより、自発的、自立的かつ他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力が育まれていきます。

まずは
ここから



- 学級活動の話合い等で実践に向けて一人一人の役割を決めるなど、行動に責任を持たせる。
 - 一人で考える時間を十分に与える。
 - 主体的に学ぶよう個に応じた支援を行う。
- ※自分勝手な思考や判断とならないよう、他者に配慮して自己決定させます。
※発達の段階や状況によっては、教師が選択肢を示します。

④ 教師が児童生徒を一人の「人」として認めることで安全・安心な風土を醸成します。

他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許され

るものではありません。児童生徒を一人の「人」として尊重し、個性的な存在として認め、学校や学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を教師の支援のもとで、児童生徒が自らつくり上げるようにすることが大切です。

まずは
ここから



- 児童生徒の話をまず受け入れ、話しやすい雰囲気を心掛ける。
 - その児童生徒なりの言葉（表現）やものの捉え方、感じ方を知り、その児童生徒に合った指導や支援方法を考える。
 - 児童生徒の間にどのような関係やグループができてきているかをよく観察する。
- ※自分一人で抱え込まず、チームで見守ります。

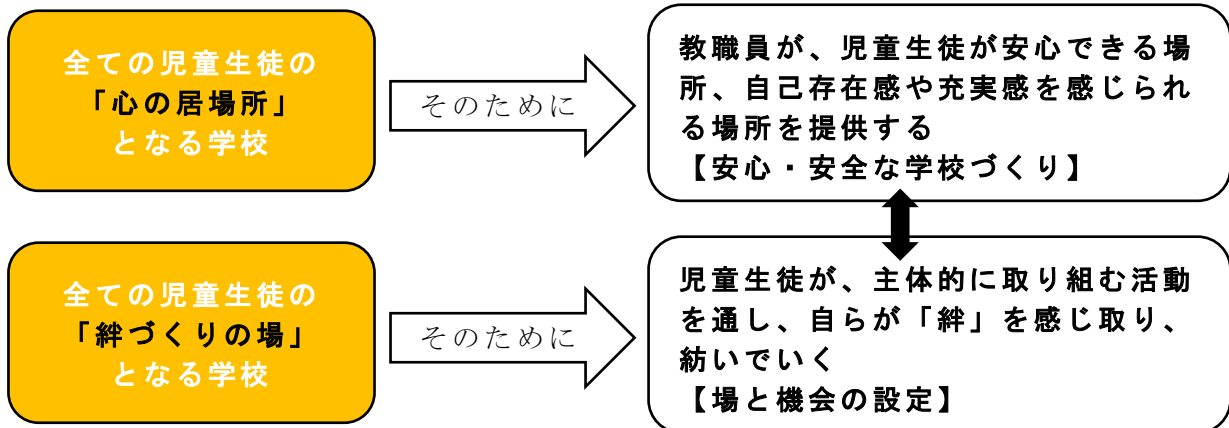
エ 「居場所づくり」と「絆づくり」 ※上記①～④の「まずはここから」は一例です。

○「居場所づくり」と「絆づくり」の違いを理解し、バランスよく取り組む

「居場所づくり」は教師主導、「絆づくり」は児童生徒主体となることが多く、教師に求められるのは、児童生徒が主体となって「絆づくり」を行うための、「場づくり」（黒子の役割）であるということを理解した上で、意識的・計画的に取り組む必要があります。教師主導の「居場所づくり」によって、「安心感」や「親近感」を醸成するだけでは、児童生徒同士の「絆」は紡がれません。「絆づくり」に必要なものは、自主的・主体的な活動を通して互いを認め合う体験であり、それを生み出す教師の仕掛け（場と機会の設定）です。

居場所づくり…学校や学級をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にしていくこと。

絆づくり…日々の授業や行事において、全ての児童生徒が活躍し、互いを認め合える場面を実現すること。



※教師の役割は場と機会の設定
〔出典〕「PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止」（国立教育政策研究所）

○行事だけでなく、授業をはじめとしてあらゆる教育活動で取り組む

「児童生徒の主体的な取組」といえば、特別活動や総合的な学習の時間等を連想しがちです。しかし、行事等単発の取組で「安心・安全」や「絆」が全体に定着するわけではありません。定着のためには、学校生活の大半を占める授業時間の中で、「居場所づくり」「絆づくり」に取り組む必要があります。

オ ICTを活用した支援

GIGAスクール構想により、1人1台端末が導入されており、ICTを活用し

て教師と児童生徒がコミュニケーションを図ることもできます。例えば、朝の健康観察や欠席者への伝達、その中でメッセージなどのやり取りを行うことも考えられます。また、学習支援においては、例えば児童生徒の学習状況に応じて教材等を提供するなど、個別最適な学びを保障するために活用することも考えられます。児童生徒の実態や状況に応じて、効果的にICTを活用しながら、一人一人を大切にしたい支援につなげていきましょう。

(3) 引継ぎの重要性

ア 校種を超えた移行期における支援の大切さ

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、そして高等学校（中等教育学校）という校種間の移行期は、不登校児童生徒への支援において極めて重要な時期と言えます。それまでの支援が途切れ、一から支援の在り方を模索するのではなく、不登校児童生徒支援シート等(P19～22の「様式例」参照)を活用し、校種を超えた切れ目のない支援の実現が求められます。一方で、「次の学校に入学したら、新しい環境で自分を変えてみたい」というように、次の環境への移行期を自らのリセットの機会と考える児童生徒もいます。移行期においては、情報の引継ぎを重視するとともに、それがレッテル貼りにならないように、柔軟な見守りの姿勢をとることも必要です。

イ 不登校相当、準不登校

「学校基本調査」で言うところの「不登校」ではないけれども、小中学校の不登校や長期欠席に影響するであろう要因の日数を合計して30日以上になったものについて「不登校相当」と呼んでいます。例えば、欠席が少ないけれども遅刻や早退の日数が80日を超えているといった児童生徒も、「不登校相当」として扱っていく方が、「不登校」という課題の実態に寄与するという考え方です。また、「不登校相当」には分類されませんが、1年間で欠席等の状況が15日以上30日未満になったものを「準不登校」と呼んでいます（下の表1参照）。

下の表2に示すような形で、児童生徒を「不登校経験あり」群や「不登校経験なし」群等のように分類していきます。ここで示したのは中学校1年生の例ですが、他の学年についても同様です。

そして、「経験あり」群に分類された児童生徒については、1日か2日休んだだけでも教職員が対応できるように準備をします。反対に、「経験なし」群の場合には、連続して休むようであれば様子を見ても大丈夫と考えてよいと思います。

表1 「不登校相当」・「準不登校」の基準

区 分	小学校4～6年の各学年の状況
「不登校相当」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=30日以上
「準不登校」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=15日以上30日未満

表2 小学校時の欠席状況の分類とその基準

区 分	小学校4～6年の3年間を通じての状況
「不登校経験あり」群	・3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当した者 ・3年間とも「準不登校」に該当した者
「不登校経験なし」群	・3年間とも「不登校相当」「準不登校」のいずれにも該当しなかった者
「情報なし」群	・小学校からの情報提供（小6時のもの）がなかった者
「中間」群	・上記以外の者

※表1・2は中学校1年生の例

〔出典〕「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」

(国立教育政策研究所)

3 初期対応「組織的な早期発見・早期対応」

(1) 基本的な考え方

ア 悩みを傾聴する、保護者を支える

「なぜ行けなくなったのか」という原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法にこだわったりするのではなく、どのような学校の体制であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思（希望や願い）、本人が持っている強み（リソースや興味関心）も含め、不登校児童生徒の思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。また、状況によっては休養が必要な場合があることや、学校に行けなくても悲観する必要はない、というメッセージをしっかりと伝え、支援をしていくことが求められます。

また、不登校の児童生徒を持つ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童生徒の将来について不安を抱えていることが多くあります。そうした保護者と、児童生徒への支援等に先立って、まずは信頼関係を築くことが重要です。また、保護者に対する個別面談を行い、丁寧に保護者の不安や心配事を聴き取ることで、児童生徒への関わりを見直す契機となる場合もあります。

不登校の初期の段階では、保護者と面談する際に、不登校解決のヒントを得るために、次のような質問をすることが考えられます。

- 家庭での過ごし方
- 現在困っていることや心配なこと
- 不登校の理由を保護者や本人は、どう捉えているか
- 保護者が我が子に願っていることや目標
- 学校に望むこと 等

イ 登校行動の4条件と心のエネルギー

菅野純『不登校 予防と支援 Q & A 70』（2008 明治図書）では、登校行動の4条件として「①登校規範、②プラスの学校体験、③心のエネルギー、④社会的能力」を挙げています。この中で、「心のエネルギー」とは、元気や意欲のもととなるもので、安心感や楽しい体験、認められる体験などによって充足されるとしています。

授業や部活動等で自分のよさを発揮する機会を設け、「プラスの学校体験」ができるようにしたり、支持的な人間関係を築くことで「心のエネルギー」を充足したりすることは、学校で取り組みやすい支援の方法であると考えられます。

ウ 登校刺激を行うケース、控えるケース

不登校の背景は様々であり、働き掛けの方法は、個々の児童生徒によってそれぞれ異なります。例えば、登校渋りが初めてであり、児童生徒自身も学校へ行こうか行くまいか迷っている場合や、いじめなど際立った原因が見当たらず本人もなぜ行けないのかが分からない場合は、登校刺激を行うことが有効であると考えられます。一方、登校させようとする、泣き叫んだり自分の部屋に閉じこもったりして強く拒む場合や、腹痛、下痢、頭痛などの身体症状が強く出ている場合は、登校刺激を控えるべきであると思われます。初期段階の対応では、一律に登校刺激を控えるのではなく、状況に応じて柔軟に考える必要があります。

(2) 初期対応の流れ

ア 不登校の予兆を捉える～初期対応の流れ

不登校の予兆を捉えることは、児童生徒の日常に継続的に関わる教師だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことが可能になります。そのために、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教師との関係、学業成績まで、幅広い事項について、児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

次のような様子が見られたら、まずは、児童生徒の話をじっくりと聴くことが大切です。

【体に現れるサイン】

- 体調不良で遅刻、欠席が多くなってきた。
- 発熱が続いている。
- なんとなくしんどい等、原因のはっきりしない不快感を訴える。
- 吐き気、おう吐、下痢などが多く見られる。

【行動や態度に現れるサイン】

- それほどの体調不良でもないのに、保健室利用が増えてきた。
- 給食の量が以前より著しく減少または増加してきた。
- 学習意欲が低下している。
- 特定教科のある日に、しばしば欠席・欠課が繰り返される。

【対人関係に現れるサイン】

- 友達と離れ、一人でいることが多くなってきた。
- 登校しても教室以外で過ごすことが多くなってきた。
- 他学年の児童生徒とばかり遊んでいる。
- ささいなことで急に泣き出したり、学級担任のそばから離れないようにしようとしたりする。

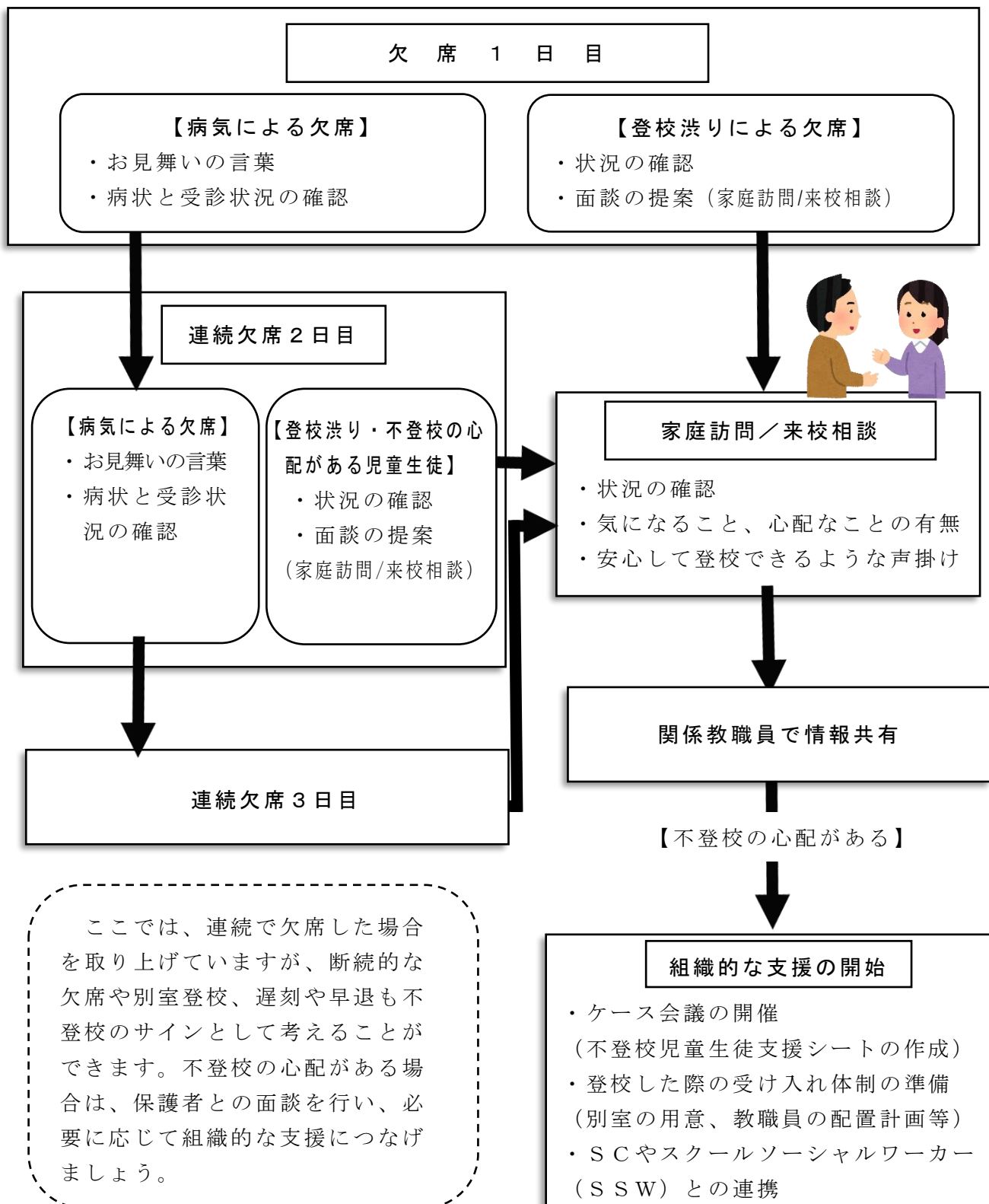
不登校の予兆を早期に把握するため、全ての児童生徒を対象としたアンケート調査等を基に、スクリーニング会議を開催することや、スクールカウンセラー（SC）等による全員面接を実施するなどの方策も効果的です。

スクリーニング会議は、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議です。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などの基準を決め、悩みや不安を抱える児童生徒を広く網に掛けるようにスクリーニングします。会議で取り上げることによって、児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増えます。そうすることで、学級担任の抱え込みなどによる支援の遅れを防ぐことができます。詳しくは、「スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～」(2021 文部科学省)を御覧ください。

【欠席させないための取組からスタート！】

【不登校の予兆を把握するためのスクリーニング】

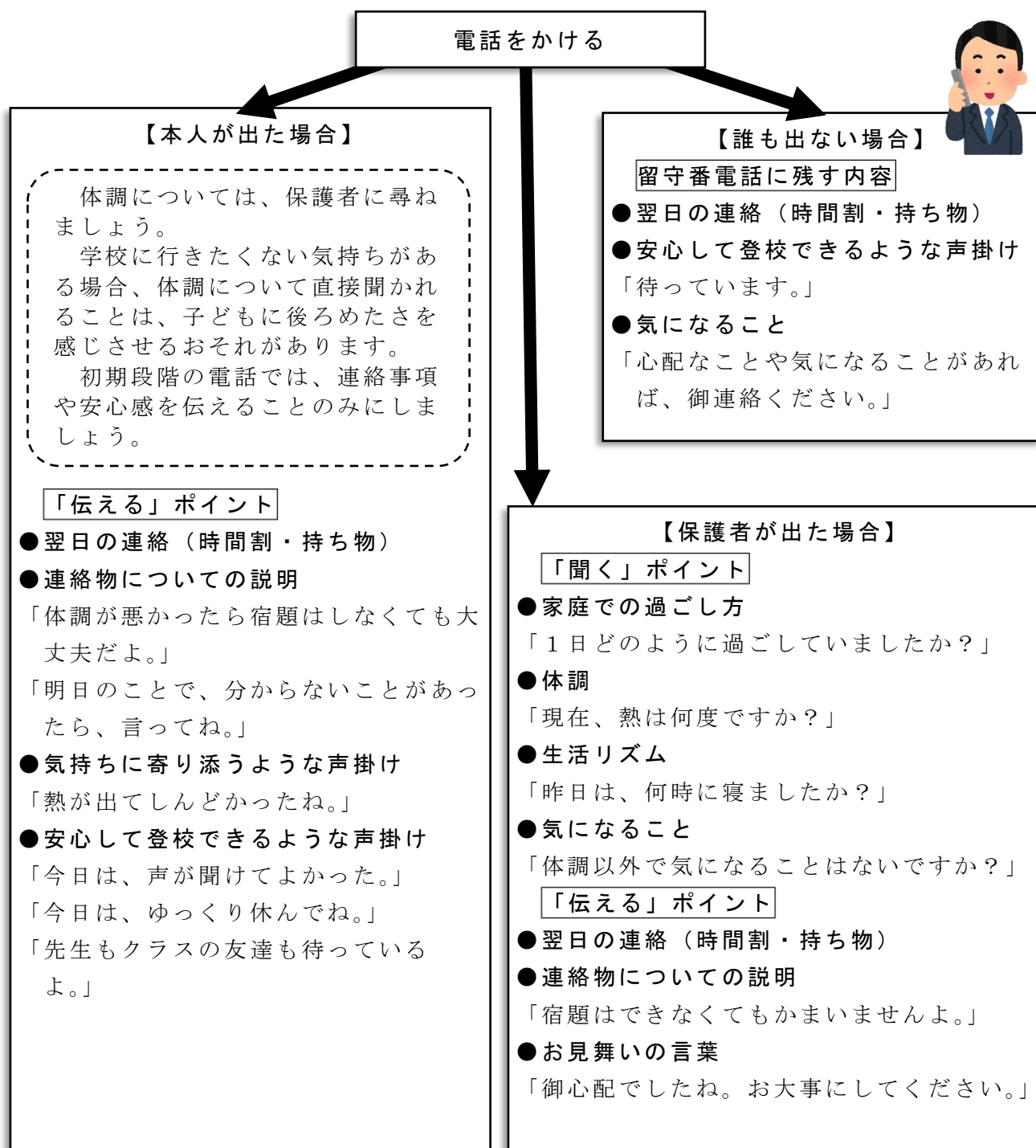
全ての児童生徒を対象としたアンケート調査またはスクリーニング評価と会議
➤スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーによる面接



【対応例】

イ 電話連絡のポイント

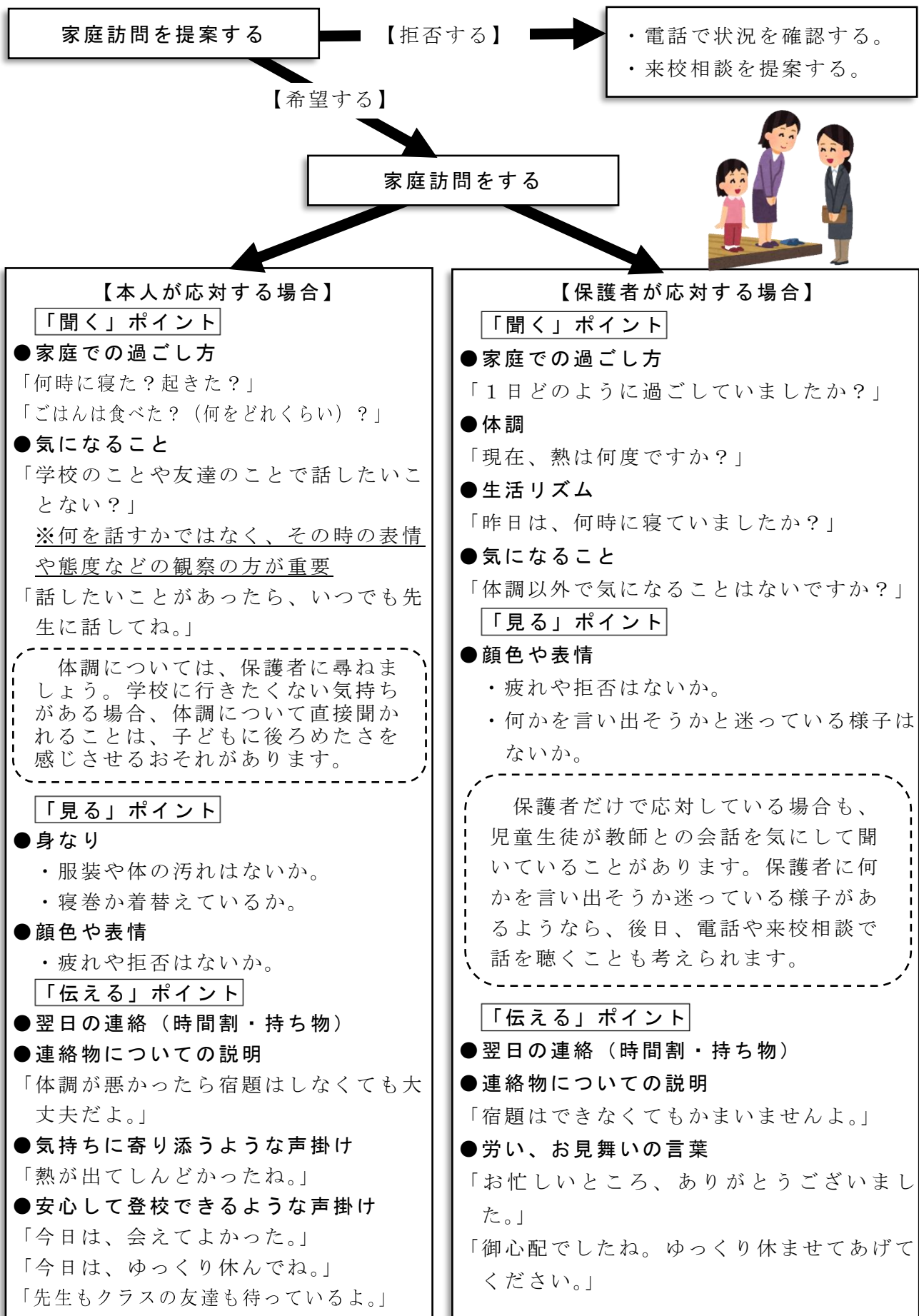
欠席した児童生徒の家庭に電話をする際は、以下のポイントを考慮しましょう。



※ 「 」内は一例です。

ウ 家庭訪問のポイント

児童生徒にとって、学校を休んでいるときに学級担任が家庭を訪問するというのは、抵抗や不安をもたらす場合もあります。家庭訪問の目的の一つは、教師から児童生徒に「気に掛けている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わりとなります。状況に応じた柔軟な対応が重要となります。



※「 」内は一例です。

(3) 組織的な支援

ア 学校での体制づくり

不登校に限らず、学校が抱える生徒指導上の諸課題に対応するため、まずは、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・支援体制の充実を図ることが肝要です。

不登校の初期対応においては、それぞれの立場で次のような役割を果たすことが考えられます。

管理職：自校の実態に即して校内の組織を編成し、教職員の効果的な役割分担を行うなど、学校全体の支援体制の確立に努めます。

学級担任：児童生徒や保護者にとって最も身近な存在であり、支援の中心となります。しかし、一人で抱え込まないようにしなければなりません。家庭訪問や来校相談で本人や保護者の話を共感的に聴き、希望を尊重した支援を行います。

学年主任：学級担任と共に保護者からの相談を聴いたり、学級担任が、柔軟に対応できるよう、学年内の連絡・調整を行ったりすることが考えられます。

生徒指導主事：ケース会議を開催するなど、管理職と共に、学校組織を円滑に機能させます。また、関係機関等との連携の窓口になります。

養護教諭：養護教諭は、心身両面から児童生徒の健康に関わることができます。学級担任や保護者との連絡を通し、不登校の早期発見や、保健室登校の提案と対応などを行います。

特別支援教育コーディネーター：主に発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援にあたり、保護者からの相談窓口などの役割も担います。

スクールカウンセラー（SC）：心理的な要因が大きいケースについては、児童生徒への心のケアや教職員・保護者への助言・援助を行います。

スクールソーシャルワーカー（SSW）：児童相談所や福祉事務所、医療機関や社会福祉施設、民生委員、児童委員、警察等の関係機関と連携しながら、児童生徒や家族の置かれた環境にも働き掛けることが必要な場合は、SSWの視点が重要となります。

その他の教職員：別室で過ごす場合には、空き時間を利用して学習支援をしたり、本人の気持ちに合わせて自己肯定感が向上するような声掛けをしたりすることが考えられます。

組織的な支援を行うためには、ケース会議等を行い、支援者の意識を統一することが大切です。ケース会議の参加者としては、上記の教職員に加えて、児童相談所、教育支援センター（適応指導教室）などの関係機関、また、本人の意志や希望を尊重し、本人が自ら主体的に解決に関わるという観点から、保護者や児童生徒本人の参加なども考えられます。

イ ケース会議の進め方

ケース会議は、事例を通して、児童生徒に関する理解を深めることや支援の方法を明確にすること、参加者間の連携を深めることなどを目的として行われます。情報共有のために、不登校児童生徒支援シート（P19～22の「様式例」参照）を活用することが望ましいと考えられます。児童生徒理解に終わるのではなく、次の一歩となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関につなげばよいのか等）まで検討することが肝要です。以下にケース会議の進め方の例を示します。

第 1 回ケース会議 進行表

準備物：不登校児童生徒支援シート（2種類）、ホワイトボード、ペン、デジカメ、付箋

時間 (分)	段階	ケース会議の流れ	司会の言葉
5	はじめに	(1)はじめの言葉 ※終了時刻の確認 (2)出席者の確認 (3)議題の確認 (4)ルールの確認	□○○さんの第1回ケース会議を始めます。 終了時間は、〇〇：〇〇です。 □司会は〇〇、記録は◇◇です。参加者は●●…です。 □本日の議題は、〇〇さんへの不登校への支援を皆さんで考えることです。 □また、この会議では「原因探しに終わらない」「現実に私たちができることを決める」ことをルールとします。
15	情報交換	(1)事例報告(担任) ※不登校児童生徒支援シート(共通・学年) (2)情報収集・整理 ※全員に発言させる。	□それでは、情報交換に移ります。学級担任から本人の様子・特徴的などころ、これまで取り組んできたこととその成果、うまくいっているところ、家族関係・交友関係を説明していただきます。不登校児童生徒支援シートを御覧ください。 □担任の説明や不登校児童生徒支援シートを参考に、不明な点の質問や解決の手掛かりになりそうなこと、リソースになりそうな事柄について発言をお願いします。
20	支援策の検討	(1)長期目標、短期目標の決定	□長期目標を決めます。長期目標が決まったら、長期目標を達成するための短期目標、具体的な支援内容を決めていきます。みなさん、きたんのない御意見をお願いします。 ・KJ法、ブレインライティング*で意見を出す。 ・実際にやれることについて、「何をするか」「誰がするか」「いつからいつまでやるか」 ・ホワイトボードに記入する。
5	支援策決定	(1)支援の選定 (2)役割分担の確認	□ホワイトボードに記入した中から、実効性、有効性が高いと思われるものはどれでしょうか。 □それぞれの支援について、各自の分担を確認してください。また、実際に取り組んだ際には、児童生徒の変容等の記録を残しておくようにしてください。
5	方向性の確認	(1)指導・助言 (2)次回の日程確認 (3)終わりの言葉	□校長先生（又は、SCやSSW、医師などの専門家）からの指導助言をお願いします。 □次回のケース会議は、〇月〇日を予定しています。行った支援内容と、〇〇さんの変容を確認します。 □以上で、第1回〇〇さんのケース会議を終わります。

*ブレインライティング…短時間に多くのアイデアを生み出すための方法です。グループ内で、互いのシートにアイデアを書いて回すことで、多様な支援方法を集めます。

第2回ケース会議 進行表

準備物：不登校児童生徒支援シート（2種類）、ホワイトボード、ペン、デジカメ

時間 (分)	段階	ケース会議の流れ	司会の言葉
5	はじめに	(1)はじめの言葉 ※終了時刻の確認 (2)出席者の確認 (3)目的の確認 (4)流れの確認	<input type="checkbox"/> 第2回ケース会議を始めます。 終了時間は、〇〇：〇〇の予定です。 <input type="checkbox"/> 司会は〇〇、記録は◇◇です。参加者は●●…です。 <input type="checkbox"/> 本会の目的は、〇〇さんへの支援策取組後の様子から支援策について検証することです。 <input type="checkbox"/> 本会の流れを確認します。まず、前回決定した支援について結果を確認します。また、新たに分かったことがあれば報告していただきます。それらの結果を踏まえ、短期目標を設定し、支援の継続、変更や追加について話し合います。
10	支援結果確認	(1)支援結果の報告 (2)情報交換	<input type="checkbox"/> 前回決定した各支援策の結果について報告していただきます（各支援策について、児童生徒の変化、支援策の効果等について報告してもらおう）。 <input type="checkbox"/> 本会までで、新たに分かったことは何かありますか。 ・友人関係、家庭状況の変化等 ・支援シート(学年別)に追記する。
10	目標決定	(1)短期目標の決定	<input type="checkbox"/> 先ほどの報告を踏まえ、新たに短期目標を決めていきたいと思えます。 ・ホワイトボードに記入。 <input type="checkbox"/> いくつか出てきた目標の中から1～2つに絞りたいと思えます。
20	支援策決定	(1)継続する支援策の決定 (2)新しい支援策の検討 (3)次回までの支援策の決定	<input type="checkbox"/> 続いて、支援内容について決めていきます。前回の支援策のうち、継続したらよいと思うものはありますか。 <input type="checkbox"/> 新たに加える支援策について考えていきます。新しい情報等を参考に意見をお願いします。 ・全員に発言を促す。 <input type="checkbox"/> それぞれの支援策について、具体的な内容を決めていきたいと思えます。 ・誰が、誰に、いつまでに、何をするのかを決める。
5	終わりに	(1)指導・助言 (2)次回の日程確認 (3)守秘義務の確認 (4)終わりの言葉	<input type="checkbox"/> それでは、校長先生（又は、SCやSSW、医師などの専門家）からの指導助言をお願いします。 <input type="checkbox"/> 次回のケース会議は、〇月〇日を予定しています。行った支援と、〇〇さんの変容を確認しますので、記録を残すようにしてください。 <input type="checkbox"/> (学校外の参加者がいる場合) この会議の内容については口外しないようにお願いします。 <input type="checkbox"/> 以上で、第2回ケース会議を終わります。

○ 連携先

県内の主な相談機関

機関名	連絡先	住所
愛媛県総合教育センター 教育相談室	089-963-3986	松山市上野町甲 650
愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	松山市本町 7-2
愛媛県福祉総合支援センター	089-922-5040	松山市本町 7-2
愛媛県東予児童生徒・女性支援センター	0897-43-3000	新居浜市星原 14-38
愛媛県南予児童生徒・女性支援センター	0895-22-1245	宇和島市丸之内 3-1-19

各市町要保護児童対策地域協議会の調整機関一覧

市 町	電 話 番 号
四国中央市こども家庭課	0896-28-6027
新居浜市子育て支援課	0897-65-1242
西条市子育て支援課	0897-52-1370
今治市ネウボラ政策課こども家庭支援室	0898-36-1553
上島町住民課	0897-77-2503
東温市保育幼稚園課	089-964-4484
松山市子ども総合相談センター事務所	089-943-3215
砥部町子育て支援課	089-907-5665
伊予市子育て支援課（相談窓口）子ども総合センター	089-989-6226
松前町子育て・健康課	089-985-4114
久万高原町保健福祉課	0892-21-1111（代表）
内子町こども支援課	0893-23-9255
大洲市子育て支援課	0893-24-5718
八幡浜市子育て支援課	0894-21-0402
伊方町保健福祉課	0894-38-0217
西予市子育て支援課（相談窓口）福祉総合相談センター	0894-62-1150
松野町町民課	0895-42-1113
鬼北町町民生活課	0895-45-1111（代表）
宇和島市こども家庭課	0895-49-7017
愛南町保健福祉課	0895-72-1212

教育支援センター（適応指導教室）

設置者	教室名	連絡先	住所
愛媛県	こまどり教室	089-963-3986	松山市上野町甲 650
四国中央市	キトリ	0896-77-4971	四国中央市川之江町 1720-1
四国中央市	ユーマールーム	0896-28-6166	四国中央市下柏町 749-2
四国中央市	はあとふるD o I	0896-28-6355	四国中央市土居町入野 178-1
新居浜市	あすなる教室	0897-37-7474	新居浜市繁本町 8-65
西条市	いしづち	0897-52-2355	西条市檜木 53-1
西条市	ひうち	0898-64-5399	西条市周布 349-1
今治市	コスモスの家	0898-22-3309	今治市天保山町 3-2-1
松山市	松山わかあゆ教室	089-943-3205 (松山市教育支援センター)	松山市築山町 12-33
松山市	北条文化の森教室		松山市河野別府 941
松山市	松山市自立支援教室		松山市築山町 12-33
東温市	ひだまり	089-990-1226	東温市見奈良 490-1
伊予市	はばたき	089-989-5022	伊予市尾崎 3-1
大洲市	おおずふれあいスクール	0893-24-1414	大洲市北只 1086
内子町	ふれあいルーム	0893-43-1261	喜多郡内子町平岡甲 185-1
宇和島市	わかたけ	0895-22-1642	宇和島市文京町 2-2

※受入対象児童生徒の学年に関しては、各教室に確認してください。

その他の連携先、支援窓口等

フリースクール、サポート校
相談窓口、学習支援
カウンセリング
病院、クリニックの子どもデイケア、外来作業療法
訪問看護

※ 詳しくは、「愛媛県不登校支援ハンドブック ～支援に携わる方々へ～」

（愛媛県医師会、愛媛県小児科医会）参照

<https://www.ehime.med.or.jp/download/file/futokoshien/futokoshien01.pdf?220426>



○ 様式例

[小学校用]

取扱注意

不登校児童支援シート（共通）

作成日 令和 年 月 日

ふりがな		性別	学年	学級	担任名
児童 氏名			1		
			2		
生年月日	年 月 日		3		
ふりがな			4		
保護者 氏名			5		
			6		

1 家族に関する事項

<p>エコマップ（社会資源関係図）</p>	<p>【記入例】</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 強い関係 —— 普通の関係 - - - 弱い関係 ——+—— 対立関係 → 働き掛けの方向
<p>家族の状況</p>	

2 保護者からの情報

乳幼児期
小学校期

3 教職員等からの情報

小学校期

4 関係機関等からの情報

乳幼児期
小学校期

(注) 記入が難しい箇所は空欄で構いません。情報を得た時点で加筆し、文末に日付を入れてください。

取扱注意

〔中学校用〕
不登校生徒支援シート（共通）

作成日 令和 年 月 日

ふりがな		性別	学年	学級	担任名
生徒 氏名			1		
			2		
生年月日	年 月 日		3		

1 家族に関する事項

<p>エコマップ（社会資源関係図）</p>	<p>【記入例】</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 強い関係 — 普通の関係 - - - 弱い関係 対立関係 → 働き掛けの方向
<p>家族の状況</p>	

2 保護者からの情報

乳幼児期
小学校期
中学校期

3 教職員等からの情報

小学校期
中学校期

4 関係機関等からの情報

乳幼児期
小学校期

（注）記入が難しい箇所は空欄で構いません。情報を得た時点で加筆し、文末に日付を入れてください。

[学年別作成シート]

取扱注意

不登校児童生徒支援シート（学年別）

作成日 令和 年 月 日

学年	学級	児童生徒氏名												
1 月別出欠席の状況														
状況	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数														
登校日数														
適応指導教室への通級日数														
その他（ ）														
2 不登校の状況に関する事項														
1 学期の概況														
2 学期の概況														
3 学期の概況														
3 領域別支援の状況														
	学習面 (学習状況、学力、 学習傾向)	心理社会面 (人間関係、社会 性、性格傾向)	進路面 (得意なこと、趣 味、夢、将来の計 画、進路希望)	健康面 (健康状態、身体症 状)										
(A) 子どものいいところ (子ども自助資源)	好きな教科、学習意欲等	性格・楽しめること・人とのつきあい方等	特技・趣味・夢・役割・ボランティア・進路希望等	体力健康状態・健康維持に役立つこと										
(B) 気になるところ (支援が必要なところ)	成績・学習の様子・遅れが目立つ教科・学習意欲	性格・気になる行動・人とのつきあい方	目標や希望の有無・進路情報	心配なところ・こだわりや癖・気になる身体の症状										
(C) してみたこと (現在までの支援と結果)														

(注) 記入が難しい箇所は空欄でかまいません。情報を得た時点で加筆し、文末に日付を入れてください。

[ケース会議用]

取扱注意

不登校児童生徒支援シート（第 回ケース会議記録）

開催年月日	参加者氏名（所属等）			
R . . .				
(ふりがな) 児童生徒氏名	性別	学年	学級	担任名
()				
1 児童生徒本人・保護者の意向				
児童生徒本人				
保護者				
2 これまでの支援の経過と評価				
3 配慮を要する事項				
4 支援目標及び支援内容				
長期目標				
短期目標				
いつまでに	誰が	誰に	何をする	
確認・同意事項				
4 次回ケース会議 の予定	日 時	R . . .		
	参加者 関係機関等			

参考文献

- 文部科学省 『生徒指導提要』（令和4年12月）
- 文部科学省 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日）
- 文部科学省 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」（平成29年3月31日）
- 教育再生実行会議 「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」（第十次提言）（平成29年6月1日）
- 文部科学省 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月）
- 文部科学省 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）
- 文部科学省 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」（令和4年6月）
- 文部科学省 「スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～」（令和2年3月）
- 国立教育政策研究所 『PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止』（平成29年1月）
- 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「『絆づくり』と『居場所づくり』 Leaf. 2」（平成27年3月）
- 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「特別活動と生徒指導 Leaf. 6」（平成27年3月）
- 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「不登校の予防 Leaf. 14」（平成27年3月）
- 国立教育政策研究所 「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」（平成24年6月）
- 愛媛県教育委員会 不登校対策啓発資料「こんなことで悩んでいませんか」（平成21年）
- 愛媛県総合教育センター 「ケース会議のススメ」（令和2年3月）
- 愛媛県総合教育センター 「不登校児童生徒支援のツボ」（令和2年3月）
- 千葉県教育委員会 「千葉県版 不登校児童生徒の支援資料集」（平成30年3月）
- 岐阜県教育委員会 「一人一人を大切にした『学級経営』実践の手引き」（平成24年3月）
- 西部教育事務所 「明日も来たいと思う学校に ～安心して学べる居場所づくりに向けて～」（令和2年3月）
- 盛岡市教育委員会 不登校未然防止「初期対応マニュアル」（令和3年9月）
- 仙台市教育委員会 「体罰・不適切な指導防止ハンドブック『一人一人を大切にした指導を目指して』」（平成31年4月）
- 菅野 純 『不登校予防と支援Q&A70』 明治図書
- 小柳 憲司 『学校に行けない児童生徒たちへの対応ハンドブック』 新興医学出版社